

下の罰金に処する。

一 省 略

二 第三十条の二第二項若しくは第二項又は第三十条の三第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

三 第三十条の三第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

四 七 省 略

2・3 省 略

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 省 略

二 第十八条の規定による申告をしないで酒類の販売業をした者

三 省 略

四 第二十八条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

五 省 略

六 省 略

七 省 略

八 第四十四条第三項の規定による命令に違反して酒母又はもろみを処分し、又は製造場から移出した者

九 第四十六条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠匿した者

十 第四十七条第一項から第三項までの規定による申告を怠り、又は偽つた者

十一 第五十条第一項第一号又は第四号から第七号までの規定による承認を受けなかつた者

十二 第五十条の二第二項又は第二項の規定による届出を怠り、又は偽つた者

十三 第五十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 前項第五号の酒類については、その移出の際（製造場において酒類を処分した場合（処分した酒類が製造場に現存するときを除く。））には、当該酒類を酒類の製造場から移出したものとみなし、その際）、直ちにその酒税を徴収する。

下の罰金に処する。

一 同 上

二 第三十条の二第二項若しくは第二項又は第三十条の三第一項の規定による申告書を怠つた者

三 第三十条の三第二項の規定による申告を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

四 七 同 上

2・3 同 上

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 同 上

二 同 上

三 同 上

四 同 上

五 同 上

2 第一項第三号の酒類については、その移出の際（製造場において酒類を処分した場合（処分した酒類が製造場に現存するときを除く。））には、当該酒類を酒類の製造場から移出したものとみなし、その際）、直ちにその酒税を徴収する。

3 第一項第六号の酒類については、直ちにその酒税を徴収する。

4 第一項第七号又は第八号の酒母又はもろみは、その他の醸造酒とみなし、製造者から、直ちにその酒税を徴収する。

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五十四条から第五十六条まで又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 省略

3 第一項第四号の酒類については、直ちにその酒税を徴収する。

4 第一項第五号の酒母又はもろみは、その他の醸造酒とみなし、製造者から、直ちにその酒税を徴収する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十八条の規定による申告をしないで酒類の販売業をした者

二 第四十四条第三項の規定による命令に違反して酒母又はもろみを処分し、又は製造場から移出した者

三 第四十六条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠匿した者

四 第五十条第一項第一号又は第四号から第七号までの規定による承認を受けなかつた者

五 第五十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による当該職員の間問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 前項第二号の酒母又はもろみは、その他の醸造酒とみなし、製造者から、直ちにその酒税を徴収する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第二十八条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二 第四十七条第一項から第三項までの規定による申告を怠り、又は偽つた者

三 第五十条の二第一項又は第二項の規定による届出を怠り、又は偽つた者

第六十一条 削除

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五十四条から第五十六条まで又は第五十八条から第六十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 同上

(たばこ税法の一部改正)

第七條 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則（第一条—第九条）
第二章	課税標準及び税率（第十条・第十一条）
第三章	免税及び税額控除等（第十二条—第十六条）
第四章	申告及び納付等（第十七条—第二十二条）
第五章	雑則（第二十三条—第二十七条）
第六章	罰則（第二十八条—第三十条）
附則	

(税率)

第十一条 たばこ税の税率は、千本につき五千三百二十円とする。

2 特定販売業者（たばこ事業法第十四条第一項（特定販売業の承継）に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。）以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき一万千四百二十四円とする。

第二十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 省 略

2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該たばこ税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二 省 略
三 省 略

目次

第一章	同上
第二章	同上
第三章	同上
第四章	同上
第五章	同上
第六章	罰則（第二十八条—第三十一条）
附則	

(税率)

第十一条 たばこ税の税率は、千本につき三千五百五十二円とする。

2 特定販売業者（たばこ事業法第十四条第一項（特定販売業の承継）に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。）以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき七千九百二十四円とする。

第二十八條 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 同 上

2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十九條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 同 上
二 同 上

四 第二十四条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

五 第二十五条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六 第二十七条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 省略

附 則

(税率に係る経過措置)

第二条 たばこ事業法附則第二条(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)第一条第一項(製造たばこの種類及び最高価格)に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき二千五百十七円とする。

第三十条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二 第二十四条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

三 第二十五条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 第二十七条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 同上

附 則

(税率に係る経過措置)

第二条 たばこ事業法附則第二条(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)第一条第一項(製造たばこの種類及び最高価格)に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千六百八十六円とする。

(揮発油税法の一部改正)

第八条 揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則(第一条―第七条)
第二章	課税標準及び税率(第八条・第九条)
第三章	申告及び納付等(第十条―第十三条)
第四章	免税及び税額控除等(第十四条―第十七条)
第五章	雑則(第十八条―第二十六条の二)
第六章	罰則(第二十七条―第二十九条)
附則	

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 省略

2 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 省略

三 第十四条第七項(第十六条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

四 省略

五 第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

六 第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

七 第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

目次

第一章	同上
第二章	同上
第三章	同上
第四章	同上
第五章	同上
第六章	罰則(第二十七条―第三十一条)
附則	

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 同上

2 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一・二 同上

三 同上

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 省略

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。
一 第十四条第七項（第十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者
二 第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者
三 第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
四 第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条 削除

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十七条から第二十九条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 同上

(地方揮発油税法の一部改正)

第九条 地方揮発油税法(昭和三十年法律第四百号)の一部を次のように改正する。

(還付加算金)

第十三条 国税通則法の規定により還付加算金を、第九条及び揮発油税法第十七条の規定による地方揮発油税及び揮発油税の還付に係る金額又は地方揮発油税及び揮発油税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべき地方揮発油税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とする。

2 省 略

(罰則)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 省 略

2 前項の犯罪に係る揮発油に対する地方揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該地方揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第十六条 第十四条の二第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

(還付加算金)

第十三条 国税通則法の規定により還付加算金を、第九条及び揮発油税法第十七条の規定による地方揮発油税及び揮発油税の還付に係る金額又は地方揮発油税及び揮発油税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額について同条の規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する金額を、それぞれ同法の規定により加算すべき地方揮発油税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とする。

2 同 上

(罰則)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 同 上

2 前項の犯罪に係る揮発油に対する地方揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該地方揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第十五条の二 第十四条の二第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

第十六条 削除

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十五条第一項又は第十五条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

(石油ガス税法の一部改正)

第十条 石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 課税標準及び税率(第九条・第十条)
- 第三章 免税及び税額控除等(第十一条―第十五条)
- 第四章 申告及び納付等(第十六条―第二十条)
- 第五章 雑則(第二十一条―第二十七条)
- 第六章 罰則(第二十八条―第三十条)
- 附則

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 省略

2 前項の犯罪に係る課税石油ガスに対する石油ガス税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該石油ガス税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二 省略

三 省略

四 省略

五 第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

六 第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

七 第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

目次

- 第一章 同上
- 第二章 同上
- 第三章 同上
- 第四章 同上
- 第五章 同上
- 第六章 罰則(第二十八条―第三十一条)
- 附則

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 同上

2 前項の犯罪に係る課税石油ガスに対する石油ガス税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該石油ガス税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 省略

第三十条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十二条第四項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二 第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

三 第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 同上

(石油石炭税法の一部改正)

第十一条 石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則(第一条―第七条)
第二章	課税標準及び税率(第八条・第九条)
第三章	免税及び税額控除等(第十条―第十二条)
第四章	申告及び納付等(第十三条―第十八条)
第五章	雑則(第十九条―第二十三条)
第六章	罰則(第二十四条―第二十六条)
附則	

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為により石油石炭税を免れ、又は免れようとした者
- 二 省 略

2 前項の犯罪に係る原油等に対する石油石炭税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該石油石炭税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者
- 二 省 略
- 三 省 略
- 四 第二十条第一項から第三項まで又は第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による申告を怠り、又は偽つた者
- 五 第二十一条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六 第二十三条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定

目次

第一章	同 上
第二章	同 上
第三章	同 上
第四章	同 上
第五章	同 上
第六章	罰則(第二十四条―第二十七条)
附則	

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為により石油石炭税を免かれ、又は免かれようとした者
- 二 同 上

2 前項の犯罪に係る原油等に対する石油石炭税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該石油石炭税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は料料に処する。

- 一 同 上
- 二 同 上

による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 省略

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者
二 第二十条第一項から第三項まで又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申告を怠り、又は偽つた者

三 第二十一条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 第二十三条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十四条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 同上

(航空機燃料税法の一部改正)

第十二条 航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 省略

2 前項の犯罪に係る航空機燃料に対する航空機燃料税に相当する金額又は還付金に相当する金額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該航空機燃料税に相当する金額又は還付金に相当する金額以下とすることが出来る。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・三 省略

第二十二条 省略

2 前項の規定により第二十条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第二十条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 同上

2 前項の犯罪に係る航空機燃料に対する航空機燃料税に相当する金額又は還付金に相当する金額が百万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、百万円をこえ当該航空機燃料税に相当する金額又は還付金に相当する金額以下とすることが出来る。

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一・三 同上

第二十二条 同上

(電源開発促進税法の一部改正)

第十三条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条 偽りその他不正の行為により電源開発促進税を免れ、又は免れようとした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 省略

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 省略

第十五条 省略

2 前項の規定により第十三条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第十三条 偽りその他不正の行為により電源開発促進税を免れ、又は免れようとした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 同上

第十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 三 同上

第十五条 同上

(印紙税法の一部改正)

第十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 課税標準及び税率(第七条)
- 第三章 納付、申告及び還付等(第八条―第十四条)
- 第四章 雑則(第十五条―第二十一条)
- 第五章 罰則(第二十二条―第二十五条)
- 附則

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 省略

2 前項の犯罪に係る課税文書に対する印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 省略

二 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告書の提出を怠つた者

三 第十六条の規定に違反した者

四 省略

五 省略

目次

- 第一章 同上
- 第二章 同上
- 第三章 同上
- 第四章 同上
- 第五章 罰則(第二十二條―第二十七條)
- 附則

第二十二條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 同上

2 前項の犯罪に係る課税文書に対する印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が二十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、二十万円をこえ当該印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十三條 第十六條の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

第二十四條 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告書の提出を怠つた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

一 同上

二 第十七条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による届出をしなかつた者

三 同上

四 同上

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 省 略

三 第十七条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による届出をしなかつた者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

別表第一 課税物件表（第二条―第五条、第七条、第十一条、第十二条関係）

番号	課 税 物 件		一 九 十	十
	物件名	定 義		
	省 略	省 略	省 略	保険証券
	課税標準及び税率	一通につき 二百円	省 略	1 保険証券とは、 保険証券その他名 称のいかんを問わ ず、保険法（平成 二十年法律第五十 六号）第六条第一 項（損害保険契約 の締結時の書面交 付）、第四十条第 一項（生命保険契 約の締結時の書面 交付）又は第六十 九条第一項（傷害 疾病定額保険契約
	非課税物件	省 略	省 略	

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金又は料料に処する。

一・二 同 上

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十二条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

別表第一 課税物件表（第二条―第五条、第七条、第十一条、第十二条関係）

番号	課 税 物 件		一 九 十	十
	物件名	定 義		
	同 上	同 上	同 上	保険証券
	課税標準及び税率	同 上	同 上	同 上
	非課税物件	同 上	同 上	

十一	
二十	
省略	
省略	の締結時の書面交付)その他の法令の規定により、保険契約に係る保険者が当該保険契約を締結したときに当該保険契約に係る保険契約者に対して交付する書面(当該保険契約者からの再交付の請求により交付するものを含み、保険業法第三条第五項第三号(免許)に掲げる保険に係る保険契約その他政令で定める保険契約に係るものを除く。)をいう。
省略	
省略	

十一	
同上	
同上	
同上	
同上	

(国税通則法の一部改正)

第十五条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条―第四条)

第二節 国税の納付義務の承継等(第五条―第九条の二)

第三節 期間及び期限(第十条・第十一条)

第四節 送達(第十二条―第十四条)

第二章 国税の納付義務の確定

第一節 通則(第十五条・第十六条)

第二節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続

第一款 納税申告(第十七条―第二十二条)

第二款 更正の請求(第二十三条)

第三款 更正又は決定(第二十四条―第三十条)

第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続(第三十一条―第三十三条)

第三章 国税の納付及び徴収

第一節 国税の納付(第三十四条―第三十五条)

第二節 国税の徴収

第一款 納税の請求(第三十六条―第三十九条)

第二款 滞納処分(第四十条)

第三款 雑則(第四十一条―第四十五条)

第四章 納税の猶予及び担保

第一節 納税の猶予(第四十六条―第四十九条)

第二節 担保(第五十条―第五十五条)

第五章 国税の還付及び還付加算金(第五十六条―第五十九条)

第六章 附帯税

第一節 延滞税及び利子税(第六十条―第六十四条)

第二節 加算税(第六十五条―第六十九条)

第七章 国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限

第一節 国税の更正、決定等の期間制限(第七十条・第七十一条)

第二節 国税の徴収権の消滅時効(第七十二条・第七十三条)

第三節 還付金等の消滅時効(第七十四条)

第七章の二 行政手続法との関係(第七十四条の二)

目次

第一章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第三節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第五章 同上

第六章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第七章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第七章の二 同上

第八章 不服審査及び訴訟

第一節 不服審査

第一款 総則（第七十五条―第八十条）

第二款 異議申立て（第八十一条―第八十六条）

第三款 審査請求（第八十七条―第一百三条）

第四款 雑則（第一百四十四条―第一百十三条）

第二節 訴訟（第一百四十四条―第一百六条）

第九章 雑則（第一百七十七条―第一百二十五条）

第十章 罰則（第二百六条―第一百二十八条）

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 省 略

六 納税申告書 申告納税方式による国税に関し国税に関する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に関し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に関する法律の規定による国税の還付金（以下「還付金」という。）の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものを含むものとする。

イ・ロ 省 略

ハ 次に掲げる金額（以下「純損失等の金額」という。）

(1) 省 略

(2) 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する欠損金額又は連結欠損金額でその事業年度又はその連結事業年度（同法第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）以前において生じたもの（同法第五十七条第二項若しくは第五項、第五十八条第二項又は第八十一条の九第二項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等）の規定により欠損金額又は連結欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、同法の規定により翌事業年度以後の事業年度分若しくは翌連結事業年度以後の連結事業年度分の所得の金額若しくは連結所得（同法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前事業年度以前の事業年度分若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分の所得若しくは連結所得に係

第八章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第二節 同上

第九章 同上

第十章 罰則（第二百六条・第一百二十七条）

附則

（定義）

第二条 同上

一 五 同上

六 同上

イ・ロ 同上

ハ 同上

(1) 同上

(2) 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する欠損金額又は連結欠損金額でその事業年度又はその連結事業年度（同法第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）以前において生じたもの（同法第五十七条第二項若しくは第六項、第五十八条第二項又は第八十一条の九第二項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等）の規定により欠損金額又は連結欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、同法の規定により翌事業年度以後の事業年度分若しくは翌連結事業年度以後の連結事業年度分の所得の金額若しくは連結所得（同法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前事業年度以前の事業年度分若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分の所得若しくは連結所得に係

る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの

(3) 省略

二〇へ 省略

七〇十 省略

(過少申告加算税)

第六十五条 省略

2 省略

3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 期限内申告税額 期限内申告書（次条第一項ただし書又は第六項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。）の提出に基づき第三十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額（これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税、相統税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。）

イ 省略

ロ 法人税法第二條第三十八号（定義）に規定する中間納付額、同法第六十八條（所得税額の控除）（同法第四十四條（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）、第六十九條（外国税額の控除）、第八十一條の十四（連結事業年度における所得税額の控除）若しくは第八十一條の十五（連結事業年度における外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額又は同法第九十條（退職年金等積立金に係る中間申告による納付）（同法第百四十五條の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額）

ハ・ニ 省略

4・5 省略

(国税の更正、決定等の期間制限の特例)

第七十一条 省略

2 前項第一号に規定する当該裁決等又は更正を受けた者には、当該受けた者が分

る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの

(3) 同上

二〇へ 同上

七〇十 同上

(過少申告加算税)

第六十五条 同上

2 同上

3 同上

一 同上

二 同上

イ 同上

ロ 法人税法第二條第四十一号（定義）に規定する中間納付額、同法第四十二号に規定する清算中の予納額、同法第六十八條（所得税額の控除）（同法第百四十四條（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）、第六十九條（外国税額の控除）、第八十一條の十四（連結事業年度における所得税額の控除）若しくは第八十一條の十五（連結事業年度における外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、同法第九十條（退職年金等積立金に係る中間申告による納付）（同法第百四十五條の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額）又は同法第百條（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）の規定による控除をされるべき所得税の額

ハ・ニ 同上

4・5 同上

(国税の更正、決定等の期間制限の特例)

第七十一条 同上

2 前項第一号に規定する当該裁決等又は更正を受けた者には、当該受けた者が分